

所有者等の探索、所有者等の特定及び登記に係る手続を中止する旨の公告

下記2の土地について、表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律（令和元年法律第15号）第17条の規定により、所有者等の探索、所有者等の特定及び登記に係る手続を中止したので、同条後段の規定により、公告する。

令和4年6月17日

さいたま地方法務局上尾出張所 登記官 勝間 徹
記

- 1 手続番号
第0310-2019-0005号
- 2 表題部所有者不明土地に係る所在事項
北足立郡伊奈町大字小室字堰下6896番